

令和4年度 亀山市総合環境センター最終処分場 維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般廃棄物	溶融飛灰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計 (t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
擁壁の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	擁壁が損壊するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遮水工の点検		点検を行った年月日	R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
		点検の結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	遮水効果が低下するおそれが認められた場合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周縁地下水の 水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
周縁地下水のダイオキシン 類検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
放流水の 水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
放流水のダイオキシン類 検査結果		採取した場所	該当なし											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
調整池の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、調整池 が損壊するおそれが認めら れた場合の措置		措置を講じた年月日											
			措置の内容											
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、浸出水 処理設備の機能に異常が認 められた場合の措置		措置を講じた年月日											
			措置の内容											
導水管の防凍のための 措置点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
	点検を行った結果、防凍の ための措置の状況に異常が 認められた場合の措置		措置を講じた年月日											
			措置の内容											
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R4.4.4	-	-	-	-	R4.9.30	R4.10.31	R4.11.30	R4.12.31	R5.1.31	R5.2.24	-
		残余容量 (m ³)	634	-	-	-	-	666	701	738	768	804	833	-

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
試料採取した場所			上流側 井戸水													
試料採取した年月日			R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9		
水質管理の結果の得られた年月日			R4.4.22	R4.5.23	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16		
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値													
その他	1	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2	電気伝導率	mS/m	-	17	20	19	32	30	30	30	32	27	22	21	17
		または塩化物イオン	mg/L	-	11	11	11	11	13	12	11	10	12	7.3	8.6	5.7
維持管理基準奨励別表第二 (注2)	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-
	4	鉛	mg/L	0.01以下	-	-	0.014	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-
	5	六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	0.01未満	-	-	-
	6	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	0.005未満	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.001未満	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	0.0004未満	-	-	-	-	-	0.0004未満	-	-	-
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	0.004未満	-	-	-	-	-	0.004未満	-	-	-
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	0.001未満	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	0.005未満	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-
	25	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：●年●月●日 結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
試料採取した場所			下流側 井戸水													
試料採取した年月日			R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9		
水質管理の結果の得られた年月日			R4.4.22	R4.5.23	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16		
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値													
その他	1	ダイオキシン類(注1)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2	電気伝導率	mS/m	-	44	49	46	48	40	37	34	34	35	38	40	38
		または塩化物イオン	mg/L	-	15	20	19	15	13	11	11	9.3	12	6.3	9.2	11
維持管理基準奨励別表第二(注2)	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-
	4	鉛	mg/L	0.01以下	-	-	0.005未満	-	-	-	-	-	0.006	-	-	-
	5	六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	0.01未満	-	-	-
	6	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	0.005未満	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.001未満	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	0.0004未満	-	-	-	-	-	0.0004未満	-	-	-
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	0.004未満	-	-	-	-	-	0.004未満	-	-	-
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	0.001未満	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	0.005未満	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-
	25	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：●年●月●日 結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試料採取した場所			浸出水処理施設												
試料採取した年月日			R4.4.14	R4.5.31	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9	
水質管理の結果の得られた年月日			R4.4.22	R4.6.10	R4.6.28	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.15	R4.10.25	R4.11.18	R4.12.20	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.16	
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類(注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
維持管理基準奨励別表第一(注2)	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-	
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	0.003未満	-	-	-	-	0.003未満	-	-	-	
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	0.01未満	-	-	-	
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	-	-	0.05未満	-	-	-	-	0.05未満	-	-	-	
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	0.01未満	-	-	-	
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	0.1未満	-	-	-	-	0.1未満	-	-	-	
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	0.02未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	0.004未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	0.02未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	0.04未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	0.3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	0.006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	0.006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	0.003未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	0.02未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	0.01未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	0.05未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以上	7.3	7	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	7.5	7.4	7.5	7.6	7.4
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	9	6.5	2.5	2.3	1.6	2.2	4.2	4.7	5.8	2.4	4.2	4.8
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	6	5.1	5.3	5.9	5.4	5.1	5.5	5.5	4.9	5.4	5.9	5.5
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	22	16	23	22	21	21	29	49	27	25	19	21
	33 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	34 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油類含有量)	mg/L	30以下	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36 銅含有量	mg/L	3以下	-	-	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	0.05未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	41 大腸菌数	個/cml	3,000以下	11	3	9	7	11	3	0	3	2	4	13	3
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	7.6	4.5	5.9	5.8	6	5.4	6.4	6	6.5	7.2	6	7.2
	43 炭含有量	mg/L	15以下 日間平均8以下	-	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1): ダイオキシン類の検査について 採取した年月日: ●年●月●日 結果の得られた年月日: ●年●月●日

(注2): 【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和51年2月26日総理府令第5号)をいう。

(注3): 【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試料採取した場所			上流側 井戸水												
試料採取した年月日			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質管理の結果の得られた年月日			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	周縁地下水 水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
	1	ダイオキシン類(注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率		mS/m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	または塩化物イオン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
維持管理基準奨励別表第二(注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：●年●月●日 結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
試料採取した場所			下流側 井戸水													
試料採取した年月日			R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.10		
水質管理の結果の得られた年月日			R4.4.22	R4.5.23	R4.6.15	R4.7.25	R4.8.16	R4.9.20	R4.10.18	R4.11.18	R4.12.16	R5.1.18	R5.2.13	R5.3.24		
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値													
その他	1	ダイオキシン類 (注1)	PG-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2	電気伝導率	mS/m	-	46	45	29	47	35	37	40	46	44	50	49	43
		または塩化物イオン	mg/L	-	14	14	8.9	15	12	12	15	14	17	8.1	11	5
維持管理基準奨励別表第二 (注2)	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-	-	検出せず	
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	0.0005未満	
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	0.0003未満	
	4	鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-	-	0.005未満	
	5	六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	0.01未満	-	-	-	-	0.01未満	
	6	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.006	-	-	-	-	0.005未満	
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-	-	検出せず	
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	検出せず	-	-	-	-	検出せず	
	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-	-	0.001未満	
	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	0.0005未満	
	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-	-	0.002未満	
	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	0.0002未満	
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	0.0004未満	-	-	-	-	0.0004未満	
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-	-	0.002未満	
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	0.004未満	-	-	-	-	0.004未満	
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	0.0005未満	-	-	-	-	0.0005未満	
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	0.0006未満	
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	0.0002未満	
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	0.0006未満	-	-	-	-	0.0006未満	
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	0.0003未満	-	-	-	-	0.0003未満	
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-	-	0.002未満	
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.001未満	-	-	-	-	0.001未満	
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	0.002未満	-	-	-	-	0.002未満	
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	0.005未満	-	-	-	-	0.005未満	
	25	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：●年●月●日 結果の得られた年月日：●年●月●日

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			浸出水処理施設											
試料採取した年月日			R4.4.14	R4.5.12	R4.6.9	R4.7.14	R4.8.12	R4.9.8	R4.10.13	R4.11.10	R4.12.8	R5.1.12	R5.2.9	R5.3.9
水質管理の結果の得られた年月日			R4.4.20	R4.5.20	R4.6.16	R4.7.26	R4.8.22	R4.9.20	R4.10.24	R4.11.17	R4.12.15	R5.1.18	R5.2.17	R5.3.24
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類(注1)	pg-TEQ/L	10以下											
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)											
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下											
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下											
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下											
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下											
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下											
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下											
	8 シアン化合物	mg/L	1以下											
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下											
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下											
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下											
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下											
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下											
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下											
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下											
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下											
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下											
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下											
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下											
	20 チウラム	mg/L	0.06以下											
	21 シマジン	mg/L	0.03以下											
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下											
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下											
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下											
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下											
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下											
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下											
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下											
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	7.9	7.8	8	8.3	8.1	8.2	7.9	8	7.9	7.9	8	7.8
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下											
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下											
	32 浮遊物質	mg/L	1.0未満	1.4	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
	33 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下											
	34 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下											
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下											
	36 銅含有量	mg/L	3以下											
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下											
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下											
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下											
	40 クロム含有量	mg/L	2以下											
	41 大腸菌群数	個/cmf	3,000以下											
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下											
	43 炭含有量	mg/L	15以下 日間平均8以下											

(注1): ダイオキシン類の検査について 採取した年月日: ●年●月●日 結果の得られた年月日: ●年●月●日

(注2): 【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和51年2月26日総理府令第5号)をいう。

(注3): 【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。